

議案第 38 号

亀山市税条例の一部改正について

亀山市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 5 月 29 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市税条例の一部を改正する条例

亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第17条 [略]	第17条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（ <u>次項及び第23条の2において「特定配当等」という。</u> ） <u>（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u> に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。	3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（ <u>以下この項及び次項並びに第23条の2において「特定配当等」という。</u> ）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。
4～6 [略]	4～6 [略]
(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)
第22条 [略]	第22条 [略]

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（市民税の申告）

第26条 第12条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（市民税の申告）

第26条 第12条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第

10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号並びに第27条の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2～8 [略]

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2～8 [略]

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第27条の2 所得税法第194条第

1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3) 及び(4) [略]

2～4 [略]

第27条の2 所得税法第194条第

1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3) 及び(4) [略]

2～4 [略]

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第55条第3項において同じ。）により提供することができる。

6 [略]

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第27条の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところに

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第55条第3項において同じ。）により提供することができる。

6 [略]

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己

より、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）

の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第47条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下

と生計を一にする配偶者（退職手当等（第47条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）

に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

であるものに限る。)を有する者  
(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)

の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

[項を加える。]

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 [略]

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満た

合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第68条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第10条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場

す場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第68条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第10条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規

合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

[条を削る。]

定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第14条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額か

ら控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第23条及び第23条の2第1項の規定の適用については、第23条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第14条の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第14条の2第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

[見出しを付する。]

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第14条の2 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が

第14条の2の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務

前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第23条及び第23条の2第1項の規定の適用については、第23条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第14条の2第1項」と、第23条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第14条の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第14条の3 第22条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に

者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第23条及び第23条の2第1項の規定の適用については、第23条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第14条の2の2第1項」と、第23条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第14条の2の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第14条の3 第22条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に

規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第30条の3第1項、附則第31条第1項、附則第32条第1項、附則第35条第1項、附則第36条第1項、附則第36条の2第1項、附則第36条の3第1項又は附則第37条第1項の規定の適用を受けるときは、第22条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第15条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に

規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第30条の3第1項、附則第31条第1項、附則第32条第1項、附則第35条第1項、附則第36条第1項、附則第36条の2第1項又は附則第37条第1項の規定の適用を受けるときは、第22条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第15条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係

係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第17条から第19条まで、第21条から第23条まで、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の3の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 [略]

第16条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による

る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第17条から第19条まで、第21条から第23条まで、附則第13条第1項、附則第14条の2の2第1項及び附則第14条の3の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 [略]

第16条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による

申告特例通知書の送付があった場合  
(法附則第7条第13項の規定により申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。))には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

申告特例通知書の送付があった場合  
(法附則第7条第13項の規定により申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。))には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

9 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

[項を削る。]

5 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

9 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第15条第25項第4号

[項を削る。]

[項を削る。]

1 2 法附則第 1 5 条第 2 7 項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 3 法附則第 1 5 条第 3 6 項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 4 [略]

1 5 [略]

1 6 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 1 8 条 [略]

2～6 [略]

7 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項の耐震

イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 3 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 4 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 5 法附則第 1 5 条第 2 8 項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 6 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 7 [略]

1 8 [略]

[項を加える。]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 1 8 条 [略]

2～6 [略]

7 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項の耐震

基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25

基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第23項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24

項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) [略]

10 [略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次

項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) [略]

10 [略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次

に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) [略]

12及び13 [略]

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項

に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) [略]

12及び13 [略]

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

[項を加える。]

の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動

等の円滑化の促進に関する法律第  
14条第3項の条例で定める同法  
第2条第18号に規定する特定建  
築物を含む。)のいずれに該当す  
るかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記  
年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完  
了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完  
了した日から3月を経過した後に  
申告書を提出する場合には、3月  
以内に提出することができなかつ  
た理由

(上場株式等に係る配当所得等に係  
る市民税の課税の特例)

第30条の3 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合に  
は、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、  
第23条の2第1項、附則第13  
条第1項及び附則第14条の2第  
1項の規定の適用については、第  
21条中「所得割の額」とあるの  
は「所得割の額及び附則第30条  
の3第1項の規定による市民税の  
所得割の額」と、第22条第1項

(上場株式等に係る配当所得等に係  
る市民税の課税の特例)

第30条の3 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合に  
は、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、  
第23条の2第1項、附則第13  
条第1項、附則第14条の2第1  
項及び附則第14条の2の2第1  
項の規定の適用については、第21  
条中「所得割の額」とあるのは「  
所得割の額及び附則第30条の3  
第1項の規定による市民税の所得

前段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第31条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、

割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第31条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条第1項の規定による市民税の所得割

第23条、第23条の2第1項、  
附則第13条第1項及び附則第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第32条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第13条第1項、及び附則第14条の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第32条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前

の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第32条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第32条第1項の規定による市民税の所得割

段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第32条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第32条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第33条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当する

の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第32条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第32条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第33条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当する

ときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

ときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第35条 [略]

3 [略]

[項を加える。]

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第35条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第36条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第36条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、

次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第36条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する

次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

[条を加える。]

場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第17条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第36条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の2第

1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第36条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第36条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所

得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第36条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第37条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とある

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第37条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民

のは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項及び第14条の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項及び第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第1項の規定に

税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるの

よる市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) ~ (5) [略]

3及び4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項及び第14条の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項及び第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

は「所得割の額及び附則第42条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) ~ (5) [略]

3及び4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) ~ (5) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項及び第14条の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項及び第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) ~ (5) [略]

3~6 [略]

(3) ~ (5) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) ~ (5) [略]

3~6 [略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第26条第1項ただし書、第27条の2及び第27条の3の改正規定並びに附則第10条の改正規定及び附則第14条の2の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第68条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第22条第2項の改正規定並びに附則第14条の3の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第16条の2の改正規定及び附則第33条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第14条の3の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第36条の3を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

### (市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の亀山市税条例（以下「新条例」という。）第27条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第14条の2第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同

条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による新条例附則第14条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第33条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第33条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第36条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、

令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第68条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。